



コセキツネ

3月1日から戸籍証明書等の広域交付が始まりました

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍証明書等の広域交付が始まりました。従来、本籍地が御代田町にある方についての交付をしてきた戸籍謄本等に加えて、他の市町村の戸籍証明書の請求も可能になりました。

広域交付とは

- ・本籍地が遠くにある方でもお住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で戸籍証明書等を請求できます。
- ・ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、一か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

※一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。
戸籍を請求できる方

- ・本人、配偶者、直系尊属(父母・祖父母など)、直系卑属(子、孫など)の戸籍証明書等を請求できます。
- ・戸籍証明書を請求できる方が市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります。
- ※郵送や代理人による請求はできません。

本人確認について

窓口にお越しになった方の

森林の伐採や所有者変更には届出が必要です

森林法に規定のある地域森林計画区域に該当する森林の伐採や、所有者が変更となる場合は、必要書類を添付の上、次の届出書の提出をお願いします。

伐採する場合

伐採および伐採後の造林の届出書

- ・添付資料
 - ・森林の位置図・区域図
 - ・届出者の確認書類
 - ・個人は身分証等の写し、法人は登記事項証明書等の写し
 - ・土地の登記事項証明書
 - ・伐採の権限関係書類
- ・届出者が土地所有者と異なる場合

提出期限

伐採の着手30日前まで

所有者が変更となる場合

「森林の土地所有者届出書」

- ・添付資料
 - ・位置図
 - ・登記事項証明書等
- ・提出期限
 - ・新たに所有者になった日から90日以内

届出書の様式は、町のホームページからダウンロードできます。また、地域森林計画区域については、長野県のホームページ(信州くらしのマップ)をご確認ください。

届出をせずに伐採した場合、森林法違反となり、伐採の中止命令および造林命令をする場合があります。

伐採および伐採後の造林の届出書の添付書類は、統一的な運用に見直されました。書類の添付は義務となりますので、該当する場合は必ず添付をお願いします。

「不明な点等ございましたら、産業経済課耕地林務係へお問い合わせください。」

問い合わせ先

産業経済課耕地林務係 (32)3113

詳細は、法務省ホームページをご覧ください。
問い合わせ先

町民課住民係 (32)3114

献血にご協力を!

献血は一人ひとりの善意によって支えられています。輸血医療は代わり得るものがなく、生命を救う唯一の手段が献血です。血液だけは人工的に造ることができません。病气やけがで輸血を必要とするかたのため、皆さまのご協力をお願いします。

日時 4月25日(木)
 午前9時30分～11時30分

場所 保健センター
 (役場1階東玄関側)

持ち物 献血カード
 カードをお持ちでないかたは運転免許証などご本人を確認できるものをご提示ください。

※今回は、400ml献血(体重50kg以上の方)のみとさせていただきます。

※献血にお出かけたいたいても、当日の健康状態によっては献血いただけません。

※感染症対策として、発熱や咳などの風邪症状がある方は、献血を控えてください。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係 (32)2554



よしたくや

これから先もずっと健康で！5月集団健(検)診のお知らせ

毎年健(検)診を受けて、自分のからだの点検と生活習慣の見直しに役立てましょう!

期間

5月7日(火)～10日(金)
 午前・午後

※日時につきましては、こちらで指定させていただきます。日時の変更やキャンセルを希望されるかたは、お早めに保健福祉課へご連絡ください。

「ご家族で同じ時間を希望されるかた、送迎の都合などで、時間変更を希望されるかたも、必ずご連絡ください。」

場所 保健センター(庁舎東側)

受診方法 申し込まれたかたには、4月中に問診票、説明用紙などを郵送します。申し込まれていないかたで健診を希望されるかたは、お早めに保健福祉課へご連絡ください。各健診の詳細については、下表をご確認ください。

40歳以上のかたは肝炎検査(1,000円)、50歳以上の男性の方は前立腺がん検診(500円)を同時に受けることができます。希望されるかたは、当日受付時にお申し出ください。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係 (32)2554

住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ 御代田町低所得世帯給付金のご案内

国は、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、住民税均等割のみ課税世帯を対象に1世帯当たり10万円を給付する方針を決定しました。これに基づき、町では令和5年度住民税が均等割のみ課税世帯の世帯主(課税者に扶養されている場合を除く)に対し、1世帯当たり10万円の御代田町低所得世帯給付金を給付します。

支給対象世帯

令和5年12月1日時点において、御代田町に住民登録があり、かつ世帯全員が令和5年度分の住民税均等割のみ課税である世帯(ただし、均等割のみ課税者而非課税者の両方がいる場合を含む。課税者に世帯全員が扶養されている場合は対象外)

対象世帯へは3月中旬に、支給のお知らせを、3月下旬に「確認書」を送付しました。「確認書」が届いた方は同封の通知、記入例を確認いただき、返送してください。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係 (32)6522

20歳以上の学生の皆さまへ 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金には、20歳以上のすべてのかたが加入しなければなりません。

しかし、学生のかたは一般的に所得が低いため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となるかたは、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生です。申請書は保健福祉課国保年金係(役場1階7番窓口)のほか、小諸年金事務所にもありますので、ご希望のかたはお問い合わせください(申請には、在学証明書または学生証の写しの添付が必要になります)。

引き続き国民年金保険料学生納付特例をご利用の方へ

学生納付特例制度により、令和5年度に保険料納付の猶予を受けているかたで、令和6年度も引き続き同一校に在学予定の方は、3月末に基礎年金番号等が印字された学生納付特例申請書が届きますので申請してください。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要)。

国民年金のご相談・手続きなどについては、次までお問い合わせください。

問い合わせ先

小諸年金事務所 (22)1080
 保健福祉課国保年金係 (31)2512

進学する学生の皆さまへ 国民健康保険住所特例のご案内 ～手続きをしないと無保険になること～

国民健康保険に加入している学生が親元を離れ、町外に転出した(住民票を移した)場合には、住所特例の届け出により引き続き町から被保険者証を作成することができます。

届出がない場合、転出先の市町村で国保に加入しなければなりません。その場合、学生本人に国保料(税)の支払いが発生します。また、必要な手続きをしないと無保険に

なる場合があります。住所特例を希望される場合は転出後、保健福祉課国保年金係(役場1階7番窓口)、または郵送にて手続きをしてください。

住所特例の申請に必要なもの

- ・在学証明書(原本)または学生証(コピー可)
- ・今までの国保被保険者証

詳細は、お問い合わせください。

国民健康保険に加入している学生が親元を離れ、町外に転出した(住民票を移した)場合には、住所特例の届け出により引き続き町から被保険者証を作成することができます。

届出がない場合、転出先の市町村で国保に加入しなければなりません。その場合、学生本人に国保料(税)の支払いが発生します。また、必要な手続きをしないと無保険に

国民健康保険に加入している学生が親元を離れ、町外に転出した(住民票を移した)場合には、住所特例の届け出により引き続き町から被保険者証を作成することができます。

届出がない場合、転出先の市町村で国保に加入しなければなりません。その場合、学生本人に国保料(税)の支払いが発生します。また、必要な手続きをしないと無保険に

	特定健康診査	基本健康診査		大腸がん検診	胃がん検診
対象者	御代田町国民健康保険に加入している40歳～74歳のかた	39歳以下の全町民	75歳以上の全町民	40歳以上の全町民 (80歳以上のかたは医療機関で受診することをお勧めします)	
自己負担料金	1,000円 (令和7年3月31日時点で、40、50、60歳の節目年齢のかたは無料)	1,000円	無料	500円	1,000円
検査内容	身長・体重・腹囲・検尿・血圧・問診・血液検査・内科診察 ※特定健診のみ全員心電図実施。 医師が必要と判断した場合、眼底検査を実施。 ※75歳以上のかたは腹囲測定はありません。			便潜血反応検査 2日法	バリウム造影検査